

大槌町新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年5月7日

大槌町新型コロナウイルス感染症対策本部
(令和2年5月29日改定)

はじめに

国においては5月25日に、新型コロナウイルスに関する専門家委員会の報告を受け緊急事態宣言を全面解除し、6月以降、段階的に県境の移動の自粛等を緩和する方針を示し、それに伴い、岩手県においては26日に、対策本部会議を開催し、全般的な方針を変更したうえで発表した。これらの内容を基に大槌町新型コロナウイルス感染症対策本部として、今後における町としての基本的対処方針を決定するものとする。

社会活動 緩和の 目安	移行期間				移行期間後 感染状況を見つつ 8月1日を めど
	5月 25日～	6月 1日～	6月 19日～	7月 10日～	
コンサート など	100人または50% (屋外200人)		1000人 または 50%	5000人 または 50%	50%
展示会 など	100人または50%				
フロッツ など		×	無観客 (ネット中継 など)		
広域的 な野外出発 など			×		十分な期間 感染状況を 踏まえて判断
地域 の行事 など	100人または50% (屋外200人)			特定の地域からの来場を見込み、 人数を管理できるものは可	
県を またぐ 移動 など	不要不急 の移動は 避ける		東京、神奈川、 埼玉、千葉、 北海道との 間の不要不急 の移動は 慎重に	○	
観光	県内で徐々に		県をまたぐものを 含めて徐々に		○

(注)「〇〇人または〇〇%」では、どちらか小さい方を限度。%は収容定員に対する比率

1 基本的事項

基本目標	未感染の状態を維持するため、適切な感染対策を実施する。
対策の基本	<p>(1) 個人のみならず、団体、企業、地域などのあらゆる主体が情報を共有し、感染リスク低減のための行動をとるよう周知する。</p> <p>①三密(密閉、密集、密接)を避け、丁寧な手洗いを励行する。</p> <p>②ソーシャルディスタンス(社会的距離)を確保する。</p> <p>(2) 個人の努力が実らずに新型コロナウイルスに感染した場合、速やかにそれを把握し、感染拡大を防ぐ体制を構築する。</p>

2 全般的な方針

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的な社会経済の活動レベルを引き上げていく。その際に感染状況は地域によって異なることから近隣生活圏域など社会的経済的につながりのある地域の感染状況を留意する。
 - 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていくとともに、事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していく。
 - 的確な感染拡大防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
- 仮に、感染の拡大が認められた場合には、速やかに感染拡大防止対策を講じる。

3 実施に関する事項

情報提供・共有	<input type="checkbox"/> 町民に必要な情報提供やメッセージの発信、注意喚起 <input type="checkbox"/> 感染情報等について岩手県や近隣自治体との緊密な情報共有 <input type="checkbox"/> 国や県による各種支援策や相談窓口などの周知
まん延防止	<input type="checkbox"/> 外出の自粛の要請等(都道府県をまたぐ移動の自粛を要請している都道府県や「三つの密」のある場など) <input type="checkbox"/> 接客を伴う飲食業へは感染防止策を徹底し、「新しい生活様式」の対策を講じている店舗への自粛の緩和。 <input type="checkbox"/> 催物(イベント等)のリスク対応要請 <input type="checkbox"/> 施設等における感染対策の徹底 <input type="checkbox"/> 公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策の徹底
教育	<input type="checkbox"/> 学校の行動基準や具体的な感染症予防対策の対応 <input type="checkbox"/> 児童生徒又は教職員に感染の疑いが生じた場合における適切な対応
経済・雇用対策	<input type="checkbox"/> 資金繰りに万全を期すための金融支援等 <input type="checkbox"/> 経営を継続するために必要な費用支援 <input type="checkbox"/> 雇用の維持・就職に向けた支援 <input type="checkbox"/> 事業者の感染予防対策支援
その他重要な留意事項	<input type="checkbox"/> 人権への配慮、社会課題への対応 <input type="checkbox"/> 物資、資材等の調達及び供給支援 <input type="checkbox"/> 社会機能の維持(公共サービス)

4 具体的な方針

(1) 外出自粛の段階的緩和

・不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けることをお願いします。

・岩手に来県、または帰県される皆さまに対して、ステップ①の段階までは、来県後2週間、今までいた都道府県が要請している自粛の継続をお願いします。

国の目安		外出自粛	
		県をまたぐ移動	観光
執行期間	5/25～	不要不急の県をまたぐ移動は避ける	△
ステップ①	6/1～	○ 一部の首都圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)、北海道との不要不急の件をまたぐ移動は慎重に	県内で徐々に、人との間隔を確保。
ステップ②	6/19～		△
ステップ③	7/10～	○	県をまたぐものも含めて徐々に人との間隔は確保
ステップ④	8/1～		○

(2) 施設(店舗等)における基本的な感染対策の徹底について

・施設(店舗等)には、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとし、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等を含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染対策の徹底等を行うことをお願いします。

(3) 催物(イベント等)における感染防止対策の徹底について

・催物等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない座席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策を講じるようお願いします。

イベント開催制限の緩和

国の目安			収容率	人数上限
執行期間 ステップ①	5/25～	屋 内	50%以内	100人
		屋 外	十分な間隔(できれば2m)	200人
ステップ②	6/19～	屋 内	50%以内	1,000人
		屋 外	十分な間隔(できれば2m)	1,000人
ステップ③	7/10～	屋 内	50%以内	5,000人
		屋 外	十分な間隔(できれば2m)	5,000人
ステップ④	8/1～	屋 内	50%以内	上限なし
		屋 外	十分な間隔(できれば2m)	上限なし

5 実施体制

新型コロナ感染症対策本部並びに岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型インフルエンザ等特別措置法による対策本部から任意での対策本部に移行したことに伴い、大槌町新型コロナウイルス感染症対策本部も任意による対策本部に移行(5月29日)し、大槌商工会、県立大槌高校、大槌町社会福祉協議会、釜石警察署大槌交番、釜石保健所をはじめとする町内関係団体や岩手県、町民や事業者の協力のもと各種対策を実施する。